

研修参加報告

(明政クラブ)

<研修目的>

昨今、全国的に、政務活動費の使途について、議論がある中、専門家の意見に耳を傾けたい。

議員報酬についても、一般的な基準はどうか。

議員定数に対する所見はどうか。

市民オンブズパーソン委員会委員の高橋伸介氏の講義に参加した。

地域福祉政策の立案に向けて

安来市が直面する、地域福祉問題について、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会の理事長、瀬戸恒彦氏の講義に参加した。

<研修概要一覧>

研修月日	研修テーマ	研修講師
8/3	地方議員研究会 「政務活動費、議員報酬、議員定数」	元枚方市議会副議長 高橋伸介氏
8/4	地方議員研究会 「地域福祉政策の立案に向けて」	公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会 理事長 瀬戸恒彦氏

<所 感>

○「政務活動費、議員報酬、議員定数」

政務活動費、議会要務令、言葉の整理、政務活動費の現状、使途基準や按分について、今後の対応、政策提言、政策立案能力向上に資する内容、政務活動費違反判例集など広範な講義をうけ、2年前に提案し、申請後、審査を経ての支給するとした、安来市議会の支給方法改正は、政務活動費を巡るトラブル防止に一定の評価はできると感じました。

議員報酬について、報酬根拠報酬基準作りや、三重県議会の取り組み、他の特別職と区別有給職という観点で検証、現行の行政職による議員報酬審議会では、

議会精通者が少ない、などなどそれぞれ内容を掘り下げた講義を受けた。

1) 議員の仕事が明確ではなく、報酬根拠も薄いため批判されやすい。マスコミの取り上げ方も本質より揚げ足とりに終始している感がある。議員自らが選挙公約に、定数、報酬減を叫び当選する議員もいる。

平成8年の地方自治法に普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、(中略)その他普通地方公共団体の非常勤の職員に対し、報酬を支給しなければならない。(中略)条例でこれをさだめなければならない。

とあり、大枠のなかに(議員)の文字があったにすぎなかったが平成20年6月改正自治法によると、第八章、第二百三条で、普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

議員報酬、費用弁償、期末手当の額並びに支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

現在の自治体の事務権限は総合的であり、政策領域は広範におよぶため、議員の活動は多岐にわたり多くの時間を割き4年の任期の間、活動に専念できる条件をできるだけ整える方向で議員報酬を検討すべきだと感じました、今後、安来市も議会基本条例制定の目玉として、通年議会制を自らが提唱しており、あわせて検討すべきだと感じました。

議員定数問題について、地方自治法によって定められた議員定数の規制撤廃により、議事承認機関からの変化、議会自らの判断が問われるようになった。

目先の改革一効果・検証を高めることによってまず(費用)を減らす流れとなっている。

だから、議会基本条例をもとに理論武装をしなければならない。

(合議制が成り立ち、それに託された役割を果たしうる議員定数の構成員数の最小理論値は三人)とし、(三人のうち一人は議長役となり、残りの二人が対峙すると、団体意思の確定の必要上、議長に決定権が集中してしまうため最小定数は四人)とされる。

○「地域福祉政策の立案に向けて」

これからの福祉政策の方向

65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。

2012年に462万人(15%)だったのが、2025年には700万人(高齢者の20%)となる予想で、なってしまった人のケアが最も大変であり、対策

が急がれる。

核家族が多くなり独り暮らしが増えそれがボケに繋がりやすい。

共に生きる社会の形成のための、条例制定がいそがれる。その上で、まず政策立案の手法として、小学校、中学校からの教育が重要であり、教育、防災、地域づくりを取り入れた福祉政策の重要性を感じ、安来市の福祉政策を再勉強するおおくの学びがあった。

以上